

朝倉市(福岡県)

(2006年7月31日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月20日	合併の方式：新設・編入
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無	
人口 ⁽¹⁾ ：61,707人(高齢化率 ⁽²⁾ 23.2%)	面積 ⁽³⁾ ：246.73k m ²
議員数 ⁽⁴⁾ ：41人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：503人
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：25,193,693千円 うち、地方税6,776,757千円、地方交付税5,560,417千円	
合併特例債発行予定額12,700百万円／同限度額22,100百万円	
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業18.1%、第二次産業28.3%、第三次産業53.6%	



(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。現員数。(5)：月例給与計算帳票。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧甘木市	42,643人	22.0%	167.19k m ²	18人	355人	0.67	89.3%
旧朝倉町	10,415人	26.4%	34.56k m ²	14人	88人	0.30	83.2%
旧杷木町	8,649人	25.3%	44.98k m ²	12人	90人	0.31	90.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、⑤財政状況、⑥行政改革> 近い将来に本格的に訪れる少子高齢化社会への対応と行政基盤の強化を図り、住民福祉の向上を目的に合併協議を行なった。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、⑤新市の名称、⑨庁舎配置方式> <最も重視したことの具体的な内容> 5市町村で構成していた合併協議会が解散した経緯がある。その要因となった事項及び合併の基本理念について、3市町首長間で充分に協議を行い、合意を得て合併協議会をスタートさせ、最も重視し慎重に協議を行なった。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 政治的な判断を要する案件や調整が困難な案件については、合併協議会開催前に首長会等を開催し調整を図った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯					
該当なし。					
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議					
甘木市・朝倉郡管内の1市4町2村（任意協議会）2002年8月1日設置、2003年3月解散 甘木市・朝倉郡管内の1市2町2村（法定協議会）2003年4月4日設置、2004年4月解散 現在なし。					
(3) 合併関係市町村の従前のつながり					
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合の一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致					
(4) 合併の端緒					
2004年8月、合併協議を開始する前段で、3市町の首長が合併への基本の方針について協議を行い、合意を得たこと。					
(5) 任意の合併協議会（設置していない）					
構成メンバー					
運営上の工夫					
(6) 法定協議会（設置期間：2004年10月18日～2006年3月19日）					
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>				
構成メンバー	首長、議員各3名、住民各5名　　計27名				
運営上の工夫	決定方法は全会一致を原則とし、協議会での決定事項については、ホームページ・広報紙等で情報の提供を行なった。また、協議会は原則公開とした。				
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）					
<協議を行ううえでの工夫>					
基本項目は、協議会発足前に3首長間の協議で一定の方針を確認しており、その内容をもって合併協議会に提案し決定した。					
<協議開始および決定の時期>					
(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)					
協議開始：	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	04年11月
合意：	04年11月	04年11月	04年12月	04年11月	04年12月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>					
5市町村での合併協議会の折に実施した、公募結果（多数意見）を参考に合併協議会委員の投票で決定した。					
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>					
新設合併ではないと住民と議会の理解を得られないという理由から、合併協議会発足前に3首長間で合意に至り、合併協議会に提案し決定した。					
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>					
2006年3月20日合併					
電算統合作業等の関係から、できる限り期間を長くとる必要があった。また、合併の翌日が祝日で、事務調整等の対応が可能であると思われた。					

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募 有 無

決定手続：合併協議会で決定した。

選定理由：5 市町村（以前）での合併協議会の折に実施した、公募結果（多数意見）を参考に合併協議会委員の投票で決定した。旧甘木市も以前は朝倉郡であったこと。また、将来的に朝倉郡内の自治体との合併を視野に入れて選定した。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設 新規建設

人口規模または、地方自治法第4条第2項に基づき、旧甘木市とした。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

旧甘木市以外の2町の庁舎は、地域行政センター（総合支所）とした。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし。

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 国からの財政措置が、合併後概ね10ヶ年であったこと。

<策定に当たっての工夫>

新市の基本施策において、これまで各地域が進めてきたまちづくりを受け継ぎ、新市全体の中で地域特性を活かした個性豊かなまちづくりとして掲げたこと。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

新市の将来像として、「共生」・「交流」・「自立」をまちづくりのキーワードとして設定したこと。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

参考程度にとどめ、具体的には盛り込んでいない。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	23,862	25,794	23,437	23,221
地方税	6,784(28.4)	6,754(26.2)	6,674(28.5)	6,561(28.3)
地方交付税	6,672(28.0)	6,844(26.5)	6,451(27.5)	6,272(27.0)
歳出合計	23,048	25,794	23,437	23,221
人件費	5,263(22.8)	5,049(19.6)	4,858(20.7)	4,364(18.8)
(参考:一般職員数)	(533人)	(521人)	(473人)	(440人)
公債費	3,426(14.9)	2,935(11.4)	2,621(11.2)	2,758(11.9)
普通建設事業費	3,025(13.1)	5,480(21.2)	3,564(15.2)	3,921(16.9)

(1) 2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ。一般職員数は普通会計職員数で推計している。

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 11 号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ 92 回開催、延べ 4,082 人参加）※各市町で実施 ・ＨＰの開設（2004 年 10 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：合併協議会の公開） 												
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施												
実施していない。												
(12) 都道府県からの支援												
財政支援：福岡県市町村合併推進特例交付金 140,000 千円。 人的支援：合併協議会に福岡県合併支援室より主幹 1 名をアドバイザーとして派遣いただく。												
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
<table border="1"> <tr> <td>委託費</td> <td>684,043 千円</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td> <table> <tr> <td>例規策定業務</td> <td>808 千円</td> </tr> <tr> <td>新市建設計画策定業務</td> <td>2,500 千円</td> </tr> <tr> <td>市章選定支援業務</td> <td>735 千円</td> </tr> <tr> <td>電算システム統合業務</td> <td>680,000 千円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	委託費	684,043 千円	委託内容	<table> <tr> <td>例規策定業務</td> <td>808 千円</td> </tr> <tr> <td>新市建設計画策定業務</td> <td>2,500 千円</td> </tr> <tr> <td>市章選定支援業務</td> <td>735 千円</td> </tr> <tr> <td>電算システム統合業務</td> <td>680,000 千円</td> </tr> </table>	例規策定業務	808 千円	新市建設計画策定業務	2,500 千円	市章選定支援業務	735 千円	電算システム統合業務	680,000 千円
委託費	684,043 千円											
委託内容	<table> <tr> <td>例規策定業務</td> <td>808 千円</td> </tr> <tr> <td>新市建設計画策定業務</td> <td>2,500 千円</td> </tr> <tr> <td>市章選定支援業務</td> <td>735 千円</td> </tr> <tr> <td>電算システム統合業務</td> <td>680,000 千円</td> </tr> </table>	例規策定業務	808 千円	新市建設計画策定業務	2,500 千円	市章選定支援業務	735 千円	電算システム統合業務	680,000 千円			
例規策定業務	808 千円											
新市建設計画策定業務	2,500 千円											
市章選定支援業務	735 千円											
電算システム統合業務	680,000 千円											

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例（定数 人）・ <input type="checkbox"/> 在任特例（在任期間 1 年 1 ヶ月）)・ 無
その理由	激変緩和の一環として議員特例を適用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006 年 7 月 19 日まで特例措置を適用)・ 無
その理由	激変緩和の一環として。任期が 2006 年 7 月 19 日までであった。（旧朝倉町のみ 7 月 18 日）
(3) 三役	
旧甘木市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は退職。
旧朝倉町	町長は新市長誕生まで職務執行者、助役は退職、収入役は不在。
旧杷木町	町長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>10 年間で約 100 名程度削減予定。 <新規採用の抑制>合併後 5 年間は 5 人の退職者に 2 人の採用、6 年から 10 年は 5 人の退職者に 3 人の採用を予定している。
給与の調整	<給料表の統一>技能労務職給料表を行政職給料表に統一。 旧甘木市の例により、行政職給料表の 9 級使用とした。（旧 2 町は 8 級）
役職の調整	原則として旧市町の役職を継承したが、係長職については、年齢を考慮し調整した。
(5) 組織・機構の整備方法	
管理部門の部署については、そのほとんどの機能を本庁に集約し、他の部署については、基本的に旧自治体の組織を存続させた。	

(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
3市町とも合併以前に支所・出張所はなし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有 (設置予定)・無	
その理由	行政区域の拡大により、住民の意見が新市に反映されにくくなる等の懸念への対応や、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として設置する。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
固定資産税率	旧甘木市 1.55% 旧朝倉町 1.40% 旧杷木町 1.40%	旧甘木市の税率である 1.55%を採用するが、2町については、合併する日の属する年度及びこれに続く 3ヶ年度は段階的な税率を適用する。
(9) 上下水道使用料 (調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
上水道料金	現行の料金体系を引き継ぎ、3~5年をめどに統一する。	
下水道料金	現行の料金体系を引き継ぎ、合併後 3年をめどに統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針: 2006年~2008年度まで不均一課税を適用し、2009年度に統一する。)		
賦課徴収方法	3市町とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧甘木市 9.6% 旧朝倉町 8.0% 旧杷木町 11.6%	2009年度より、9.9%に統一。
資産割	なし	
均等割	旧甘木市 29,000円 旧朝倉町 25,800円 旧杷木町 30,000円	2009年度より、29,000円に統一。
平等割	旧甘木市 29,000円 旧朝倉町 28,800円 旧杷木町 31,500円	2009年度より、30,000円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針: 第3期介護保険事業計画の策定において、2006年4月からの制度改正も含め計画策定後の給付見込み及び1号被保険者数等を勘案し試算を行う。)		
第1号被保険者の月額の基準保険料	旧甘木市 3,330円 旧朝倉町 3,748円 旧杷木町 4,410円	2006年4月1日から4,480円で統一する。
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)		
整備方法	合併協議会に各担当職員で構成する専門部会(電算部会等)を設置し、新規システムを構築した。	

(14) 町・字の名称・区域

名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
変更した場合、その内容と理由	<ul style="list-style-type: none">・旧自治体の住所表示にあった「大字」の表記を削除した。・旧杷木町は、住民の要望を受けて旧町名を残した。(町の表記は削除)・住民の要望を受け、2区域が大字以下の名称を変更する。(大字野鳥→秋月野鳥、大字下秋月→秋月)

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：2,573 百万円/10 年間

(2) 基本構想および総合計画の策定

基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)

(3) 合併による効果

※新市が発足してわずかであるため、具体的な合併効果は現時点では表れていない

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

本庁以外の旧庁舎を地域行政センター（総合支所）とし、当分の間（3年～5年）ほぼこれまでと同様の対応ができる体制としている。

<②中心部と周辺部の格差が増大する、③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

周辺地域の意見が反映できるように、議員の在任特例制度適用や地域審議会を設置している。

(5) 残された課題

事務事業一元化調整の中で、「合併後調整」と確認された事務事業の早期調整。